(仮称) 太白CC太陽光発電事業

環境影響評価方法書に対する指摘事項の対応について

令和4年10月

株式会社ブルーキャピタルマネジメント

目 次

頁

1.	事業計画・全般的事項	1
2.	大気質、騒音、振動	2
3.	水環境	3
	土地の安定性	
	植物、動物、生態系	
	廃棄物等、温室効果ガス等	
	補足資料	

1. 事業計画·全般的事項

1) 第1回審査会の指摘事項への対応(令和4年9月1日)

No.	指摘事項	回答及び対応方針	備考
1	環境影響評価項目の選定に地域特性	工事用資材等の搬出入の窒素酸化物及	方法書
	を参考としたとしているが、ご説明の中	び浮遊粒子状物質は、配慮書に対する市	6.1-1
	で、それに相当する部分がわからなった	長意見でもある「資材等の輸送ルート沿道	6.1-4
	ので教えてほしい。	には学校や病院等が存在する」との地域特	7.1-6
		性を踏まえ、環境影響評価の項目に選定し	
		ています。	
	この地域特有の性質ではないとのことで	準備書において、表現が分かりやすくな	方法書
	理解したが、表現がわかりにくい。	るよう努めます。	6.1-5

2) 第1回審査後の追加指摘事項への対応(令和4年9月1日)

No.	指摘事項	回答及び対応方針	備考
1	方法書 p. 404-405(7. 1-8, 9) 住民等	環境影響評価の手続きは方法書以降も	
	からの意見に対する事業者の対応につ	進められるので、事業計画の進捗に応じ	方法書
	いて、依然、秋保地区では事業反対の	て引き続き説明会を開催し、住民の方々	7.1-5
	ノボリなどが散見される。市長からの	のご意見に十分配慮するとともに、ご理	7.1-8,9
	意見「全体事項」の(4)にも関連して、	解を得られるよう努めます。	
	地域住民などに丁寧に説明をすること		
	を求めている。環境影響評価の手続き		
	は方法書以降も進められるものの、引		
	き続き地域住民との対話や意見収集を		
	すすめ、理解を得る努力をしてほしい。		

2. 大気質、騒音、振動

1) 第1回審査会の指摘事項への対応(令和4年9月1日)

No.	指摘事項	回答及び対応方針	備考
1	沿道の予測に用いるバックグラウンド値	沿道で、機器を設置して1週間程度の測	
	は対象事業実施区域内のクラブハウスで	定が可能な場所(電源が確保でき、開けた	方法書
	測定しているが、予測地点である沿道で	場所)がなかったため、このような対応とし	6.2-2
	測定するのが適切ではないか。	ています。予測の手法としては、地域の環	6.2-5
		境濃度(道路の車両の影響を受けない濃	6.2-6
		度)を測定して、その濃度に工事用車両と	
		一般車両の寄与濃度を加えて沿道の将来	
		濃度を予測します。	
2	建設機械の稼働による窒素酸化物や浮	「発電所に係る環境影響評価の手引」(経	
	遊粒子状物質への影響を評価項目として	済産業省、令和2年)(以下「発電所アセス	方法書
	選定しなかった理由は何か。	の手引」という。)では、建設機械の稼働に	6.1-3
		伴う窒素酸化物は「その影響は広域に及ぶ	6.1-4
		ものとは考えられない。また、発生源は工	
		事に起因する一過性のものであり、寄与も	
		小さいことから、参考項目として設定しな	
		い。」とされています。本事業は、更に太陽	
		電池発電所の一般的な事業内容と比較し	
		ても事業規模が小さいため、窒素酸化物、	
		浮遊粒子状物質を環境影響評価の項目に	
		選定しませんでした。	
		なお、発電所アセスの手引では、工事用	
		資材等の搬出入に伴う窒素酸化物につい	
		ても同じ理由で「参考項目として設定しな	
		い。」とされています。ただし、工事用資材	方法書
		等の搬出入に伴う窒素酸化物、浮遊粒子	7.1-6
		状物質は、配慮書に対する市長意見を踏	
		まえ、参考項目ではないものの環境影響評	
		価の項目に選定しました。	

3. 水環境

1) 第1回審査会後の追加指摘事項への対応(令和4年9月1日)

No.	指摘事項	回答及び対応方針	備考
1	方法書 p.309(6.1-4) 環境影響評価項	準備書では、事業計画の防災計画とし	
	目の選定、「工事の実施」及び「存在・供	て調整池について、補足資料7に示す調	方法書
	用」において、「水環境」分野の「水象」	整池容量の計画概要、平面図及び立面図	6.1-1
	(水循環)も加え、降水時の調整池などに	を記載します。また、調整池以外の防災	6.1-4
	よる貯留・平準化能力、放流先河川への	施設についても、「森林地域における太	
	影響について評価すべきと考える。	陽光発電事業の環境配慮に関する指導	補足資料
	昨今の短時間強雨の頻発も考慮して、	方針」(令和2年2月1日 仙台市) にお	4
	造成/調整される調整池の能力をデータ	いて、土砂災害及び水害対策に適切な配	補足資料
	でもって根拠を示すことが必要である。	慮を行うこととしているため、可能な限	7
		り準備書に記載いたします。	
		ご指摘の大雨による予測条件について	
		は、「面整備事業環境影響評価技術マニュ	
		アル」(平成 11 年)によると、水質の生活環	
		境への影響は降雨時に人間活動が認めら	
		れる範囲の降雨(降雨条件としては 3mm/h	
)を対象とするとしています。したがって、こ	
		のような降雨においては、本事業は、一般	
		的な事業と比較すると雨水の浸透能の変	
		化は小さいことから、「発電所アセスの手引	
		き」で参考項目(補足資料 4)とされていな	
		いのと同様、河川の流量の変化による生活	
		環境への影響は想定されないと考えます。	

4. 土地の安定性

1) 第1回審査会の指摘事項への対応(令和4年9月1日)

No.	指摘事項	回答及び対応方針	備考
1	土地の安定性を環境影響評価項目	ゴルフ場建設時の盛土については、当	方法書
	に加えていない理由を「本事業は傾	時の図書が見つかっていないため、文献	6.1-6
	斜地に盛り土をしない計画であるた	では確認することができません。本事業	
	め」としているが、ゴルフ場を建設する	にあたっては、対象事業実施区域の地質	補足資料
	際に、盛土した部分はなかったのか。	構造の把握や調整池の設計のために 34	1
	また、それを把握しているのか。今回、	か所のボーリング調査を実施しています。	補足資料
	パネルを設置するという変更が生じる	その結果、盛土部は、補足資料 1 の地	2
	ので、旧盛土が存在するのであれば、	質断面図では、ボーリング地点(B-4)付	
	土地の安定性を評価項目に含めるべ	近の BS 層に該当し、その深さは表層の	
	きではないか。	地層を含め 8m 程度と推定されます。この	
		盛土部は、A-A断面及びD-D断面のB-	
		4 付近に見られる面的な盛土(約 100m×	
		100m)の場所であり、盛土面の傾斜は標	
		高の低い方向に向かって緩やかになって	
		いることから、土地の安定性を損なうよう	
		な盛土ではないと考えます。	
2	旧盛土部分の安定計算はしているの	本事業の林地開発の申請の際には、切	
	か。旧盛土について、40年何も起き	土・盛土及び旧盛土の安定計算はしてい	
	ていないから問題ないというのは	ません。旧盛土は No1 で説明したとおり、	
	言い過ぎである。将来的に降雨量が	土地の安定性を損なうような盛土ではな	
	増加することも想定される。旧盛土	いと考えますが、林地開発の手続きにお	
	についても検討したほうがいいの	いて、旧盛土の土地の安定性について、	
	ではないか。	自主的に必要と判断した箇所は安定計	
		算を行い、その結果等について、準備書	
		等の事業計画に記載します。	
3	現状のゴルフ場で崩れやすい箇所	2019 年の大雨で、一部土砂崩れの箇	
	等についてヒアリングしているのか。	所があったと地元の方から伝え聞いてい	
		ましたが、ボーリング調査前の対象事業	
		実施区域内の調査(補足資料 9)では問	
		題のあるような場所は確認していません。	
		しかし、土砂崩壊をした場所や土砂崩	
		壊のおそれのある場所については、前記	
		の土砂崩れの場所を含め、再度、現地踏	
		査を行い、必要であれば対応を検討いた	
		します。	

No.	指摘事項	回答及び対応方針	備考
4	盛土をしないと言っているが、傾斜	盛土部は方法書の図 2.2-11 及び補足資	方法書
	地にしないだけで、平地には盛土を	料3に示すように、調整池3か所と各調整	2-8
	する計画である。林地開発の基準に	池の堤体の場所です。調整池の盛土は、	2-21
	則っているからと言って安全性に問	調整池の地盤を安定化させるために周囲	2-25
	題がないわけではない。基準に則っ	より標高の低い場所などに盛土を行いま	2-26
	たうえで大丈夫であることを示してほ	す。また、各調整池の排水方向又は周囲	6.1-6
	しい。生態系や人の生死にかかわる	には安全基準を満たすように設計した堤体	
	ため、検討してほしい。	を設置することから、調整池周囲の盛土部	補足資料
		の土地の安定は確保されると考えます。	2
		補足資料4に示す「太陽光発電事業に係	補足資料
		る環境影響評価合理化に関するガイドライ	3
		ン」では、土地の安定性は、「パネルの設置	補足資料
		される傾斜地において、造成又は樹木の	4
		伐採が行われ、土地の安定性が確保され	補足資料
		ないおそれがある場合を想定して参考項	5
		目とされている。」としています。本事業で	
		は、造成済みの土地にパネルを設置するこ	
		と、及び前記の内容から、土地の安定性に	
		影響が生じる可能性は想定されませんの	
		で、非選定のままとします。	
		また、本事業では補足資料 5 に示す切	
		土・盛土の基準や、調整池の堤体について	
		も基準を満たすように設計するとともに、準	
		備書の事業計画に可能な限り記載いたし	
		ます。	

No.	指摘事項	回答及び対応方針	備考
5	この地域は地震が多く、何十年も	土地の安定性の予測は、補足資料2のよ	方法書
	前の住宅開発団地が被害を受けて	うな高盛土を行う場合に通常時及び地震	2-8
	いるという現状もあるため、降雨量の	時の安全率を計算し、適切な材質の盛土	
	増加だけではなくそのような観点か	材を使用するように検討を行います。しか	補足資料
	らも検討してほしい。	し、本事業では土地の安定性に影響が生	2
		じるおそれはないことから、安全率の計算	
		は行いません。また、土地の安定性の計算	
		における降雨に対する条件としては、盛土	
		材の土壌密度として、湿潤密度を使用する	
		ことで、土壌の最大重量を用いることとして	
		います。	
		また、大雨時に土砂崩壊の原因として	
		は、造成法面の法尻の浸食や洗堀が想定	
		されますが、本事業では対策として法尻付	
		近に排水施設を設置するなど必要に応じ	
		て、適切な対応を行う計画です。	
6	平らなところに地上げするために	盛土部の状況については、No4 で説明し	方法書
	盛土したのであればそれほど影響は	たとおりです。	2-10
	ないかと思うが、切土と盛土が混在	パネルの杭を打ち込みについては	
	するような状況で平地を造ったので	「JISC8955 太陽電池アレイ用支持物の設	
	あれば被害が大きくなる可能性があ	計用荷重算出方法」に基づき、構造的な安	
	る。	全性を確保します。	
	今回、パネルの基礎を打ち込むとい		
	う変化があるため、土地の安定性に		
	ついてはシビアに見てほしい。		
7	切土をする部分についてもどのよう	調整池 C2 の平面図及び切土により設置	方法書
	な切土をするかが重要なので、明記	する造成法面の断面図は、補足資料6のと	2-9
	してほしい。	おりです。調整池の周囲には堤体を設置	
		するなどして、調整池周囲の造成部の安全	補足資料
		を確保します。また、切土法面の基準は補	6
		足資料 5 に示しています。	
8	ボーリング調査を34カ所実施した	ボーリング調査は、スウェーデン式サウン	
	ということだが、スウェーデン式サウ	ディング方式ではなく、一般的なボーリング	
	ンディング方式か、またはボーリング	調査を行っています。	
	調査なのか。		

2) 第1回審査会後の追加指摘事項への対応(令和4年9月1日)

No.	指摘事項	回答及び対応方針	備考
1	まずは調整池を拡大する目的を教	林地開発では設計基準に基づいた調	方法書
	えてほしい。私にはその必要性がわ	整池を設置することが定められてお	2-25
	からない。太白 CC 内に設置される	り、その設計基準を満たすため本事業	
	調整池の面積が拡大されており、そ	では補足資料 7 に示すように調整池を	補足資料
	の影響を心配している。谷頭に大き	拡大する必要があります。	7
	めの調整池を置くことは、周辺の地	また、調整池の設置においては、構造	
	下水面上昇とそれによる周辺斜面	基準として、「調整池の堤体及び基礎地	
	の不安定化を招くと思う。問題は、	盤は、当該調整池の安定に必要な強度	
	従来の池よりも大幅に面積が増え	(通常時、地震時の転倒、滑動、支持力	
	るほか、湛水深も大きくなるため、	の安全率) 及び水密性を有するものと	
	影響が大きくなることである。個人	する。」としていることから、ご指摘の	
	的には、調整池は現在の規模を維持	ような懸念はないと考えます。水密性	
	するか無くす方が、水による斜面の	については、止水壁工法、ブランケッ	
	不安定化を防げると思う。	ト工法、クラウド工法、遮水材料とし	
		て、ゴムシートで覆う方法等がありま	
		すので、必要に応じて適切に設置しま	
		す。	
2	調整池については、平面図だけで	準備書において、事業計画に調整池の	方法書
	はなく、立面図を作成し、湛水深が	平面図及び立面図を掲載します。	6.1-6
	どの程度になるか、調整池の下流端	林地開発では、調整池や構造物の構造	
	の横断構造物はどのように設計す	基準や安全基準等をクリアする必要が	補足資料
	るのか、その安定性はどのように検	あり、現在、宮城県へ林地開発許可申	4
	討されているのかについて、資料を	請書を提出し、河川課と調整池に関す	
	お示しいただく必要があると考え	る協議を始めています。	
	る。現状では調整池の拡大による安	なお、環境影響評価法では、補足資料	
	全性が確認できない。	4 のとおり、傾斜地の土地の安定性が	
		対象で、構造物の安定性は対象となっ	
		ていませんが、準備書では、事業計画	
		に構造物等の資料についても可能な限	
		り記載いたします。	

5. 植物、動物、生態系

3) 第1回審査会の指摘事項への対応(令和4年9月1日)

No.	指摘事項	回答及び対応方針	備考
1	p.97(3.1-67)でイヌワシの分布が確認され	鳥類の専門家からヒアリングしながら調	
	ているとあるが、周辺に営巣地は確認されて	査を進めていますが、イヌワシが飛来す	方法書
	いるのか。また、このような猛禽類は森林より	る様子及び営巣地は確認できていませ	3.1-65
	も開けた土地、草地環境を使い、飛行や狩り	ん。生態系の項目において、猛禽類のノ	~
	の練習をする。そのような観点で調査してい	スリを上位種として選定し草地環境の使	3.1-67
	るか。	用状況も含めた調査をしています。	

4) 第1回審査会後の追加指摘事項への対応(令和4年9月1日)

No.	「回番直云後の追加指摘事項への対応(予れ 指摘事項	回答及び対応方針	備考
1	ゴルフ場の修景池及びため池の一部はそ	ため池を調整池に転換する場合は、	
	のまま保全するのではなく、調整池に転換す	ため池に生息生育が確認されたサン	方法書
	るという内容であるが、それによって池内に	ショウウオ類などの希少な両生類、水	2-14
	生育する水生植物への影響などにどのよう	生昆虫類、及び水生植物は可能な限り	2-24
	な違いが出ると予想されるか。	類似環境へ移殖します。	
		調整池の工事では池の水は排除して	
		調整池を設置します。調整池造は底に	
		沈砂部があり、沈砂部の上部に調整池	
		の排水口があるため、沈砂部に貯留水	
		が存在する可能性はありますが、周囲	
		の環境等によって、貯留水の量やそこ	
		に生育する水生生物の状況は変わっ	
		てくると予想されます。	
2	保護植栽に言及があったが、どのようなも	保護植栽は、可能な限り在来種(郷土	
	のを用いることを予定しているのか。	種)を用います。なお、植栽では下記	方法書
		の在来種(郷土種)を検討しています。	2-12
		高木(コブシ、ケヤキ、ウワミズサ	2-24
		クラ、イロハモミジ)	6.1-6
		中木(イヌツゲ、ウメモドキ、ヤブ	
		ツバキ)	
		低木(ツクバネウツギ(ウツギ)、	
		ニシキギ、ヤマツツジ)	

No.	指摘事項	回答及び対応方針	備考
3	要約書の p67(4.2-30) 「反射光による鳥類	鳥類調査で水鳥がある程度占める場	
	への影響については、現時点では知見が少	合は、環境保全措置を設定することを	方法書
	ない」と書かれているが、海外のメガソーラー	検討します。また、反射光による水鳥	6.2-30
	では、反射光により水面と間違えた水鳥のソ	の影響については、国内事例の情報収	
	ーラーパネルへの激突による死亡が推測さ	集等に努めます。	
	れているため、注意する必要がある。鳥類調		
	査で水鳥がある程度占める場合は、環境保		
	全措置を設定することを求める。		
4	要約書の p84(4.2-47)、p107(4.2-70)など	Maxent の解析については、確認位置	
	Maxent で採餌・採餌行動出現率の推定を行	情報と調査地域の環境要素から対象	方法書
	うのは素晴らしいが、p84(4.2-47)では「場合	種の出現確率 (0~1) を推定する手法	6.2-47
	により・・予測を行う」と書かれている。また、	であり、現地調査等で得られた「在」	6.2-70
	営巣適地環境の推定は、Maxent ではなく、	データのみからその推定を行うこと	6.2-85
	環境要素を点数化する評価方法を採用して	ができることより、現地結果からの把	
	いる。	握ができるため次の点で利用する計	
	どのような場合になぜ Maxent で推定を行う	画です。	
	のか、どのような場合になぜ環境要素を点数	上位性のノスリの、採餌・探餌行動	
	化することで推定を行うのか、その基準や理	出現確率の推定と、典型性のタヌキ	
	由について明記することを希望する。	の、生息環境の適合性指数の算出は必	
		要十分な情報が得られることから可	
		能となります。一方、上位性のノスリ	
		の営巣は、情報が少ないことから、	
		「在」データからのみの推定では、そ	
		ぐわない結果になることが多いため、	
		営巣適地環境の抽出については、点数	
		化しての推定を行うこととしており	
		ます。	
		これらの内容については準備書にお	
		いて記載します。	

6. 廃棄物等、温室効果ガス等

1) 第1回審査会の指摘事項への対応(令和4年9月1日)

No.	指摘事項	回答及び対応方針	備考
1	ソーラーパネルの含有化学物質が、「使	ソーラーパネルのメーカーは、補足資料	方法書
	用済太陽電池モジュールの適正処理に資	8 の例のように、対象物質(鉛、カドミウム、	2-10
	する情報提供のガイドライン」で定められて	ヒ素、セレン)の含有率を4つの部位(①フ	補足資料
	いる含有率基準未満であるとしているが、メ	レーム、②ネジ、③ケーブル、④ラミネート	8
	ーカーから情報をもらっているのか。本ガイ	部)において 0.1wt%以下である」という	
	ドラインでは、部位ごとの含有率を基準とし	情報をガイドラインに基づき情報提供	
	て示しているが、実際に確かめているか。	することとなっています。本事業で使用	
		するソーラーパネルについてもこれら	
		の情報は入手しています。	
	環境影響評価として本ガイドラインを参考	配慮書に対する環境省対応の中で、「使	
	とするのは適切か否か教えてほしい。本ガ	用済太陽電池モジュールの適正処理に資	
	イドラインは使用していないソーラーパネル	する情報提供のガイドライン」に基づき、化	
	が放置された場合を想定している。環境影	学物質の情報を開示している場合はその	
	響評価や住民への説明にこの基準を使っ	内容を示すようにとの指摘を受け、鉛、カ	
	て良いものなのか。国からそのような指導を	ドミウム、ヒ素及びセレンが 0.1wt%未満で	
	受けているのか。	あることを開示しました。また、「太陽光発	
		電設備のリサイクル等の推進に向けたガイ	
		ドライン(第二版)」(平成 30 年、環境省)	
		にも、これらの含有化学物質の基準値の	
		記載があるので、本ガイドラインを参考と	
		するのは適切であると考えます。	
	基準値の数字も図書の中で示してほし	準備書の事業計画ではその旨を記載し	
	V °₀	ます。	
2	方法書の地域の概況に廃棄物の資料が	「発電所アセスの手引」において、第3章	方法書
	記載されているが、その理由はなぜか。	の記載事項に「廃棄物の状況」があるた	3.2-22
		め、記載しています。	~
			3.2-25

2) 第1回審査後の追加指摘事項への対応(令和4年9月1日)

No.	1 回番宜後の追加指摘事項への対応(元 指摘事項	回答及び対応方針	備考
1	事業では、「単結晶シリコン太陽電池	本事業で化合物系の太陽電池モジュールを	方法書
	モジュール」を使うことになっているが、	使用することはありません。準備書におい	2-10
	これは事業が継続される限り変わらない	て、事業計画にその旨を記載します。	
	ということか。化合物系の太陽電池モジ		
	ュールを使うと、含有化学物質の量が		
	大きく変わり、注意しなければならない		
	ことが増える。「単結晶シリコン太陽電		
	池モジュール」をずっと使うことを記述し		
	ていただきたい。		
2	事業での温室効果ガスの削減量につ	準備書において、事業計画に温室効果ガス	方法書
	いて算出しているか。算出して、記述に	の削減量を記載します。	2-1
	加えていただきたい。	なお、本事業による温室効果ガスの削減量	
		は、現時点で以下のように算出しています。	
		・太陽光発電事業の 1kWh あたりの温室効果	
		ガス排出量は 0.000048t-CO ₂ /kWh(産総研)、	
		東北電力の令和4年7月の調整後の温室効	
		果ガス排出係数 0.000457t-CO ₂ /kWh ^{*1)} 、森林	
		による CO2 吸収量(スギ)として 8.8t/ha/年*2)と	
		し、本施設の年間の発電量 6000 万 kWh、森	
		林伐採面積 4.7ha として、算出すると約 2.4 万	
		t-CO2/年となり、FIT 期間を 20 年とすると約	
		48万t-CO2の排出量削減となります。	
		(出典)	
		*1) 電気事業者別排出係数	
		特定排出者の温室効果ガス排出量算定用:	
		R1 年度実績 R3.1.7 環境省·経済産業省公表	
		https://www.env.go.jp/content/900516758.pdf	
		*2) 森林による CO2 吸収量(スギ)	
		https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/	
		ondanka/20141113_topics2_2.html	

7. 補足資料

補足資料1 対象事業実施区域の地質断面図 (第一次調査)

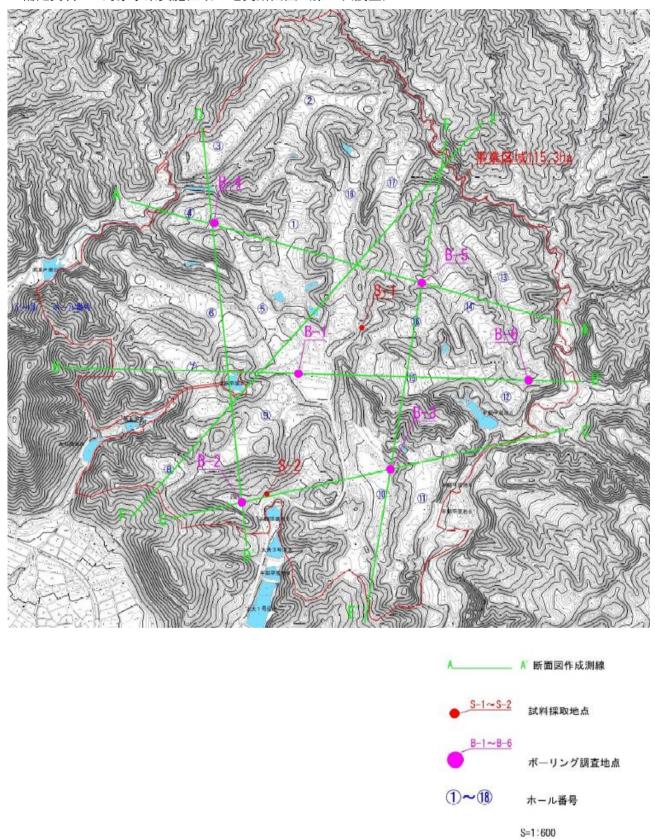
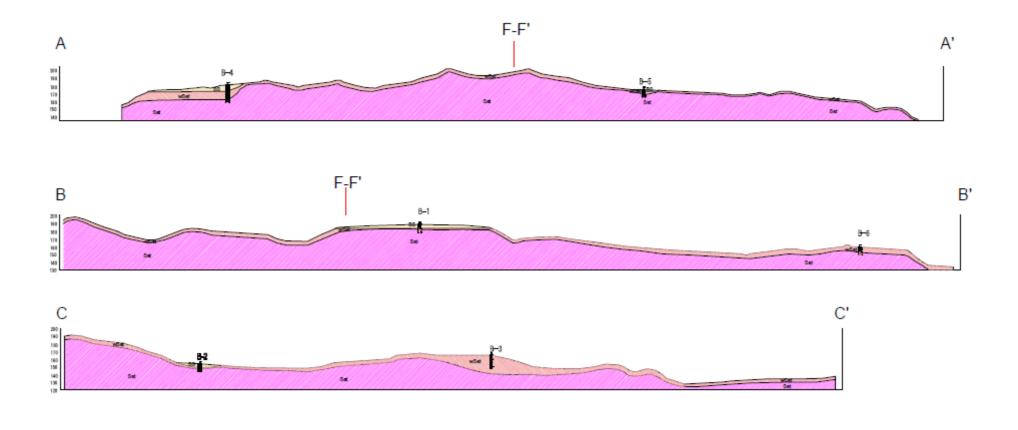


図1 地質断面の位置図

10<u>0m 20</u>0m



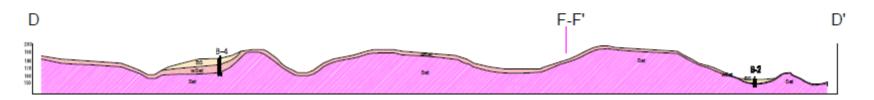
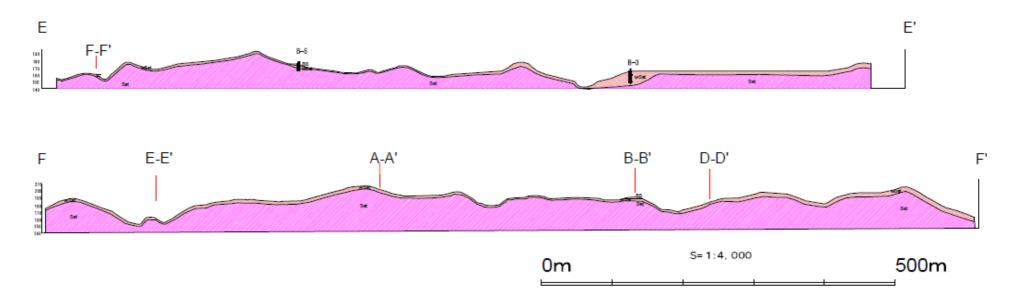


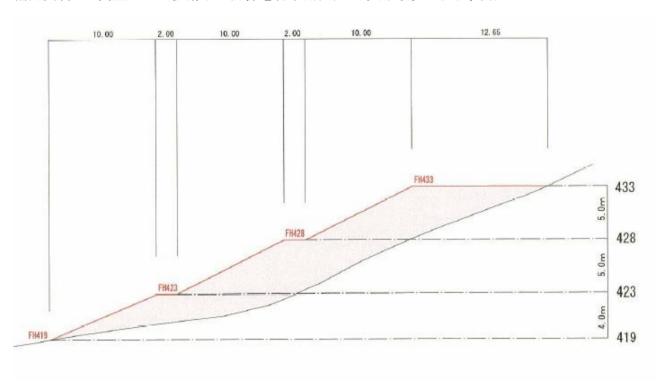
図 2(1) 地層推定断面図



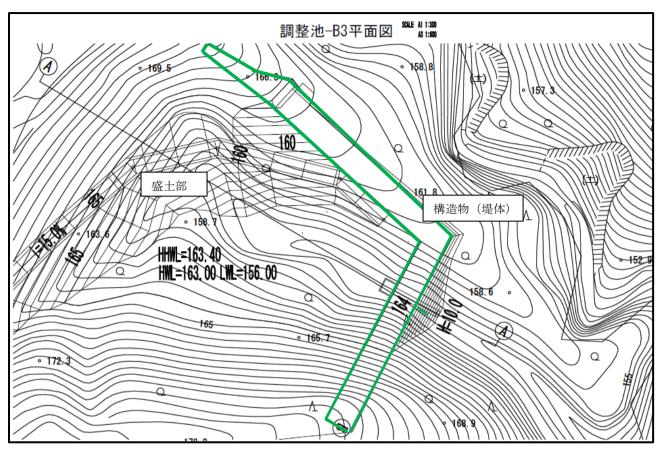
時	ft	地層	記号		土質 (設計 N値) 分布		分布状況	
第四紀	新	表土 - 崩積土等	BS		業まじり 砂質土	1~10 (3)	表土は主に確認じり中〜組散砂からなる。分布層厚が薄いので、新麗図には表示していない。 差土はB-2、B-4、B-5で確認された。主として凝灰岩由来の確 混じりシルト質解ー組粒砂からなる。場所によっては凝灰岩の ブロックなどが混在する。B-4孔では旋盤の切削片が混入して いた。 崩積土はB-2孔のみで認められた。主に凝灰由来の確認じり砂 質土からなり、有機質土や砂質粘土に優われる。 盛土と崩積土を一括してBSとして新面図に表示した。	
			wSst	凝灰岩類	火山礫凝灰岩 (風化)	2~40	B-1, B-2、B-3、B-5孔に分布する。風化して粘土化したり、固 結が緩い火山礫凝灰岩。火山礫の他に軽石や粗粒な石英などを 含む。	
新第三紀	中新世	白沢層	Wost	(風化)	凝灰岩 (風化)	(11)	B-3、B-4、B-6孔に分布する。風化して軟質化し、しまった粘 土状を呈する。主に塊状あるいは薬理が発達した細粒の凝灰岩 からなる。	
紀	世	世	層	Sst	凝灰	火山礫凝灰岩	34~214	B-1、B-2、B-5孔に分布する。主に1~2cmの角礫や軽石を含む 火山礫凝灰岩からなりm額粒凝灰岩からなる。の薄層が挟在す る。
			JSL	灰岩類	凝灰岩	(87)	B-4、B-6孔に分布する。主に塊状あるいは薬理が発達した細粒 の凝灰岩からなる。	

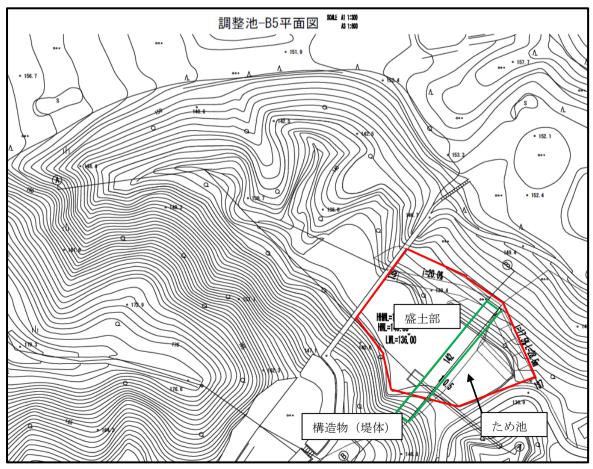
図 2(2) 地層推定断面図

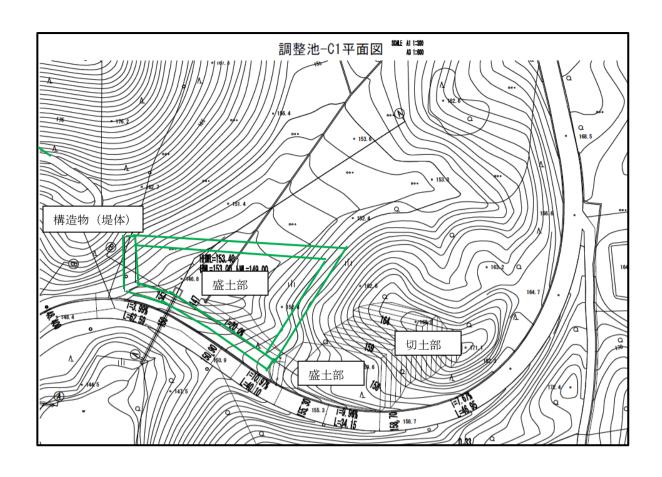
補足資料 2 高盛土の円弧滑りの計算を行う断面図 (予測対象となる事例)



補足資料3 本事業における調整池の主要な盛土部と構造物の計画







補足資料4

太陽光発電事業に係る環境影響評価合理化に関するガイドライン(令和3年6月、経産省、環境省)

(2) ゴルフ場跡地

ゴルフ場跡地にも様々な特性を有するものがあり得るが、ここでは、以下のような条件のゴルフ場跡 地における事業を想定して、評価項目の選定の考え方を整理した。

<想定したゴルフ場跡地>

- ・ゴルフ場として既に造成が行われている。
- ・土地の安定性が確保されている。
- ・ゴルフ場として雨水の浸透・排水等は確保されている。
- ・丘陵地等に立地し、敷地内には緩やかなアップダウン が存在する。
- ・周辺に道路が整備されている。
- ・残置森林として残された樹林等が存在する。
- ・新たな土地の造成 (大規模な切土・盛土や埋立等) や、大規模な樹木の伐採を行わず、既存のコースを活用してパネル設置を行う。



想定する事業イメージ例

(ウ) 地形及び地質・地盤

		影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在・供用	
		心質安囚の四万	①工事用	②建設機	③造成等の	④地形改	⑤施設の
TT			資材等の	械の稼働	施工による一	変及び施	稼働
環境要素の	ルビ分		搬出入		時的な影響	設の存在	
地形及び		重要な地形				*	
その他の	地質	及び地質				ж	
環境	地盤	土地の安定性				*	

新たな土地の造成を行わない造成地については、重要な地形及び地質への影響は想定されない。従って、想定した造成地については、地形改変及び施設の存在に係る重要な地形及び地質への影響について、選定しないことが可能である。

また、土地の安定性については、太陽光パネルが設置される傾斜地において、造成又は樹木の伐採等が行われ、土地の安定性が確保されないおそれがある場合を想定して参考項目とされている。

この点、想定した造成地は、土地の安定性は確保されているため、地形改変及び施設の存在に係る土 地の安定性への影響について、選定しないことが可能である。

<ゴルフ場跡地®に係る環境影響評価の項目の選定の考え方(全体版)>

			影響要因の区分	I	事の実	施	土地又は 存在・	
環境要素の区分				①工事用資材等の搬出入	②建設機械の稼働	③造成等の施工による一時的な影響	④地形改変及び施設の存在	⑤施設の稼働
環境の自然的構成要素の	大気	大気質	粉じん等	*	×			
良好な状態の保持を旨とし	環境	騒音	騒音	*	×			*
て調査、予測及び評価されるべき環境要素		振動	振動	*	×			
SP COMPRISEM	水環境	水質	水の濁り			×	*	
	その他の	地形及び地 質	重要な地形及び地質				*	
		地盤	土地の安定性				*	
		その他	反射光				*	
生物の多様性の確保及び 自然環境の体系的保全を	動物		重要な種及び 注目すべき生息地			×	*	
旨として調査、予測及び評 価されるべき環境要素	植物		重要な種及び 重要な群落			×	*	
	生態系		地域を特徴づける 生態系			×	*	
人と自然との豊かな触れ合 いの確保を旨として調査、	景観		主要な眺望点及び景観資源並 びに主要な眺望景観				*	
予測及び評価されるべき環 境要素	人と自然との触れ合 いの活動の場		主要な人と自然との触れ 合いの活動の場	*			*	
環境への負荷の量の程度により予測及び	roke with Altra Co.		産業廃棄物			*	0	
評価されるべき環境要素	廃棄物等		残土			×		

(凡例)

今回想定したゴルフ場跡地(16頁参照)における事業の場合

- 評価項目として選定を検討する(本ガイドラインの合理化の対象としない。)。
- ※ 評価項目として選定しないことが可能である。
- × 評価項目としての選定は不要である。

各項目の具体的な選定の考え方については、各項目の記載を参照のこと。

⁸表作成にあたっては、一定の条件を満たすゴルフ場跡地を想定。具体的な条件については、16頁を参照。

4 切土・盛土の基準

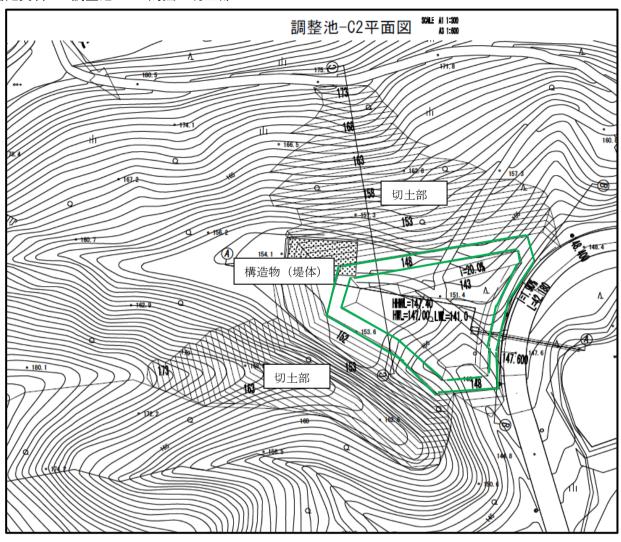
(1) 切土

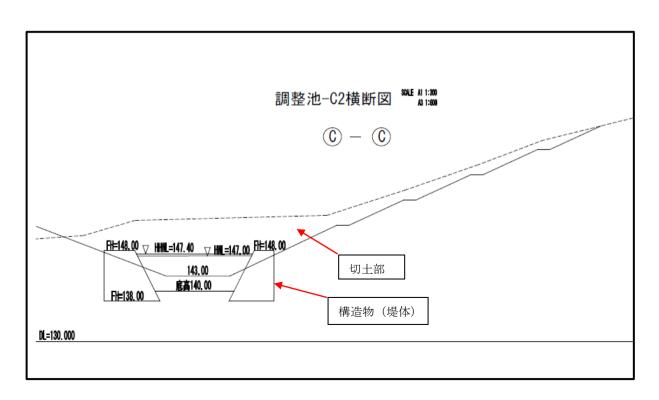
- ① 工法は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。
- ② 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地 に適合した安全なものであること。
- ③ 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルないし10メートル毎に 小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられているこ と。

(2) 盛土

- ① 工法は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。
- ② 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、 現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね1.5メートルを超える場合には、勾配が35 度以下であること。
- ③ 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として5メートル毎に小段が設置されるほか、必要に 応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。
- ④ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、 地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

補足資料 6 調整池 C2 の周囲の切土部





補足資料7 本事業における調整池容量の計画

表 1 調整池容量の計画概要

調整池	流域面積	改変面積	流出抑制容量	堆砂土砂量	調整池容量
No	(m^2)	(m^2)	(m ³)	(m^2)	(m^2)
A-1	157, 800	75, 700	17, 358	1, 304	18, 662

注. 流出抑制容量 1,100m3/ha の算出は、表 2 において 50 年確率日雨量 300mm/日として、設定されている。

A1 調節容量算定調書

1. 設計条件

調整池の分類	丘陵部恒久調整池
調整池流域面積	15.78 h a
開発行為面積 (民有林)	0.62 ha
開発行為面積(その他)	6.95 h a
直接放流流域	h a
流出抑制容量	1,100 m3/ha

2. 調節容量

1. 流出抑制容量

15.78 ha × 1,100 m3/ha = 17,358 m3

2. 堆積土砂量

[丘陵部調整池のみ算定]

イ 地域森林計画民有林・砂防指定地

堆積土砂量= 0.62 ha×310 m3/ha≒ 192 m3

ロ 上記以外の区域

堆積土砂量= 6.95 ha×160 m3/ha≒ 1,112 m3

#= 1,304 m3

3. 調節容量合計

 $\Sigma V = 17,358 \text{ m}3 + 1,304 \text{ m}3 = 18,662 \text{ m}3$

表 2 防災調整池設置要綱骨子

	丘陵部調整池			
形状及U位置 (要綱第4条) (" 11条)	防災調整池は原則として開発行為区域の最下流部に 設置するものとし、形状はダム形式(提高は15m未満) 又は掘込形式とする。			
多目的利用(要綱第5条)	調整池は、その本来の効用を妨げない範囲で(公園・ 運動施設・駐車場等として)多目的利用できるものと する。			
調整池の原則 (要綱第6条)	貯留型防災調整池を原則とし、浸透型・併用型防災 調整池は、計画上の効果が将来にわたり保持できる場 合に限り設置できるものとする。			
流出抑制容量(要綱第7条)	【単位流出抑制容量】 恒久調整池 1,100 m / ha 暫定調整池 850 m / ha 流出抑制容量=単位流出抑制容量×開発行為面積 (ただし、調整池流入域に未開発区域を抱える場合は、 別途指示した面積とする) (参考) イ. 算定式 V=10・R・A・(f1−f2)・1.2 V:単位流出抑制容量 R:日雨量 (mm/D) A:単位面積 (ha) f:流出係数 開発前 0.6・開発後 0.9 ロ. 調整池の雨量規模 恒久調整池 N=1/50 300mm/D 暫定調整池 N=1/30 240mm/D			
堆積土砂量 (要綱第8条)	林地及び郊坊指定地 310 ㎡/ha 上記以外の地区 160 ㎡/ha 堆積土砂量=単位堆積土砂量×開発行為面積 (ただし、水深が0.3m以下の調整池については、確保 する必要はないものとする。)			

使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

一般社団法人 太陽光発電協会様が策定された「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン(第一般)」で示されている含有化学物質につきまして、

Co., Ltd. 社製太陽電池モジュールに関する

情報をご連絡いたします。

なお、本件につきまして、ご不明の点がごさいましたら、弊社営業担当者まで、その旨をお 伝えいただきますようお願いいたします。

敬具

記

情報開示対象製品

単結晶モジュール

単結晶PERCモジュール

単結晶PERC両面発電モジュール

情報開示対象化学物質

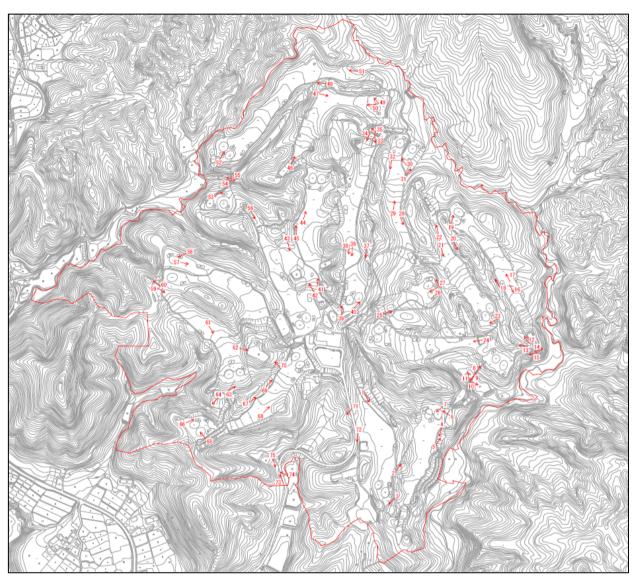
鉛、カドミウム、ヒ素、セレン

製品部位毎の含有率

①フレーム、②ネジ、③ケーブル、④ラミネート部(端子箱を含む、①・②・③以外部分)の全ての部位に於ける各対象物質の含有率は0.1wt%以下※

※ 含有率は設計値をもとに算出しております。また、仕様変更などにより予告なく変更になる場合がございます。

補足資料 9 ボーリング調査前の地表面の状況の調査結果





以上